

静岡県迷惑行為等防止条例施行規則

(平成 25 年 9 月 17 日静岡県公安委員会規則第 15 号)

改正 平成 28 年 3 月 25 日県公委規則第 11 号 令和元年 7 月 1 日県公委規則第 3 号

令和 5 年 12 月 15 日県公委規則第 27 号 令和 6 年 2 月 6 日県公委規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県迷惑行為等防止条例（昭和 38 年静岡県条例第 46 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置情報記録・送信装置の範囲)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項第 9 号の公安委員会規則で定める装置は、地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）第 2 条第 4 項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。

(位置情報の取得方法)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項第 9 号の公安委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法
- (2) 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複製する方法を含む。）
- (3) 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

(位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項第 10 号の公安委員会規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
- (2) 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。
- (3) その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車、同項第 10 号に規定する原動機付自転車、同項第 11 号の 2 に規定する自転車、同項第 11 号の 3 に規定する移動用小型車、同項第 11 号の 4 に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）

第1条第1号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

（公安委員会規則で定める地域）

第5条 条例第10条第5項及び第7項の公安委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

（命令）

第6条 条例第10条第6項の規定による命令は、命令書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第10条第8項の規定による命令は、命令書（様式第2号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日県公委規則第11号)

この規則は、平成28年3月25日から施行する。

附 則(令和元年7月1日県公委規則第3号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの公安委員会規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和5年12月15日県公委規則第27号)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則(令和6年2月6日県公委規則第2号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

市区名	地 域
三島市	一番町
沼津市	大手町一丁目、大手町三丁目、大手町五丁目、新宿町及び高島町
静岡市 葵区	黒金町、紺屋町、呉服町2丁目、昭和町、鷹匠一丁目、伝馬町、常磐町1丁目、御幸町及び両替町2丁目

掛川市	駅前、紺屋町及び肴町
浜松市 中央区	旭町、板屋町、海老塚町、鍛冶町、肴町、神明町、砂山町、田町、千歳町、伝馬町、平田町、旅籠町及び連尺町